

# 令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名	こども家庭庁
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（都市計画税、国民健康保険税、地方消費税、徴収規定）		
要望項目名	介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li>・特例措置の内容 介護保険制度等について、社会保障審議会介護保険部会等において見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。</li> </ul>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">介護保険法等</div>		
減収見込額	[初年度] 一 ( - ) [平年度] 一 ( - ) [改正増減収額] 一 <span style="float: right;">(単位：百万円)</span>		
要望理由	<p>（1）政策目的 2040年に向けて、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者等の増加や、生産年齢人口の減少に対応するため、令和9年度から始まる次期（第10期）介護保険事業計画期間に向けて、地域のサービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や、地域包括ケアシステムの深化、介護人材の確保・職場環境改善、介護サービス等の基盤整備を図るとともに、制度の持続可能性の確保を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 社会保障審議会介護保険部会において介護保険制度の見直しについて検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要がある。 (※) 2040年に向けて、人口構造が変化する中、サービス提供体制の確保や人材の確保は障害福祉分野においても共通した課題であり、障害福祉分野の制度の見直しについても、社会保障審議会障害者部会等において検討を行う。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望 (税負担軽減措置等) に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標X 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること</p> <p>施策目標X-1-4 介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p> <p>基本目標VIII 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること</p> <p>施策目標VIII-1-1 障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること</p>
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	介護保険制度等の改正に伴う税制上の所要の措置により、介護保険制度等の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり、サービス基盤の整備を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税でも同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	介護保険制度等の改正に伴う税制上の所要の措置を講じることは、被保険者やその家族、介護保険サービス事業者等の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考える。 また、税制上の措置を講じることで国民の保健医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関する事項	税負担軽減措置等の適用実績		—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		—
	前回要望時の達成目標		—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯		介護保険制度等に係る税制優遇については、今回同様、法改正に合わせて令和5年度等に非課税措置の維持等の税制要望を行った。	